

○成田市環境審議会設置条例

平成21年3月25日
条例第28号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定により環境の保全及び一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するため、成田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量、資源化等一般廃棄物の処理に関する事項
- (3) 公害の防止及び対策に関する事項
- (4) 航空機公害に関する事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 団体の代表 5人以内
- (3) 事業所の代表 3人以内
- (4) 公募による市民 5人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(成田市環境審議会設置条例の廃止)

2 成田市環境審議会設置条例(平成6年条例第19号)は、廃止する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

4 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略